

## バスの運行に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市庁用自動車管理規程（平成20年新潟市訓令第6号。）に定めるもののほか、新潟市総務部総務課で管理する中型バス及びマイクロバス（以下「バス」という。）の適正な運営及び安全運行を図ることを目的として定める。

### (運行)

第2条 バスの運行は次の各号によるものとする。

- (1) 新潟市が企画した事業に使用する場合
- (2) 新潟市議会活動のために使用する場合
- (3) 他都市の職員及び議員等の視察調査のために使用する場合
- (4) 外国からの来賓等に使用する場合
- (5) その他、新潟市の行政目的を達成するために必要な場合

### (使用の申込み)

第3条 バスの使用の申込みは次の各号によるものとする。

- (1) バスの使用は申込みの先着順で決めるものとする
- (2) バスを使用する課及び機関は、使用する1週間前までにバス使用申込書を提出するものとする。

### (安全対策に必要な措置)

第4条 バスを使用する課及び機関は、バスの安全運行を図るため、必要な措置をとらなければならない。

### (時間外手当等の負担)

第5条 バスの運行で総務課職員に時間外手当又は旅費の支給が生じた場合は使用する課及び機関において負担するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。